平成15年3月25日市長決裁

(趣旨)

- 第1条 この要領は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営等の許可及び届出の事務に関し、狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成15年条例第3号。以下「条例」という。)及び狭山市墓地等の経営の許可等に関する規則(平成15年規則第4号。以下「規則」という。)に規定する事務を統一的かつ円滑に処理するために、必要な事項を定めるものとする。(用語)
- 第2条 条例及び規則の用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 河川 河川法 (昭和39年法律第16号) に規定するもの
 - (2)公園 都市公園法 (昭和31年法律第79号) の公園
 - (3) 学校 学校教育法 (昭和23年法律第26号) の学校
 - (4) 保育所 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) の保育所
 - (5)病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項(歯科医業を除 く。)の病院
 - (6) 診療所 医療法 (昭和23年法律第205号) 第1条の5第2項の診療所
 - (7) その他の公共施設
 - ア 図書館 図書館法 (昭和25年法律第118号) の図書館
 - イ 博物館 博物館法(昭和26年法律第28号)の博物館
 - ウ 公民館 社会教育法(昭和24年法律第205号)の公民館
 - エ 介護老人福祉施設 老人福祉法 (平成9年法律第133号) の介護老人福祉 施設
 - オ 介護老人保健施設 介護保険法(平成9年法律第123号)の介護老人保健 施設

(添付書類)

- 第3条 規則第2条第2項に規定する書類は、次の各号によるものとする。
 - (1) 第1号に規定する宗教法人規則は、知事印又は大臣印が押印されたものの写し であること。
 - (2) 第2号に規定する登記事項証明書は、申請日前90日以内に作成されたものであること。

- (3) 第3号に規定する経営管理計画書等は、次によるものとする。
 - ア 管理者や組織体制を具体的に記載した墓地等の経営に必要な事項を定めた管 理運営計画書
 - イ 次の事項を規定した維持管理規則
 - (ア)管理者
 - (イ) 墓地にあっては、使用者の権利の取得、変更、承継及び消滅の規定
 - (ウ) 手続きに係る様式
 - (エ) 使用料及び管理料の規定
 - ウ 墓地等の経営に係る収入と支出を記載した5年間の財産目録と収支計算書
 - エ 墓地等の設置に要する費用が明示されている日常管理費等を含む資金計算書
 - (ア) 宗教法人にあっては宗教法人の規則、墓地等の経営を目的とする公益社団 法人又は公益財団法人にあっては定款に規定されている所定の手続きで承認 されていること。
 - (イ)墓地等の設置に要する費用(借入金の利子を含む。)は、借入金の額より 自己資金の額が多額であること。
 - (ウ)資金計算書の記載内容に応じ、許可申請する者名義の銀行等の残高証明書、金融機関からの融資に係る融資証明書、金銭の貸借に係る契約書の写し、工事等にかかる費用の見積書、その他必要な書類を添付すること。
- (4) 第4号に規定する土地登記事項証明書は、申請日前90日以内に作成されたものであること。
- (5) 第6号に規定する隣接地の公図の写しは、公図の写しに土地の所在、地番及び 地目並びに所有者の氏名及び住所を記載したものであること。
- (6) 第7号に規定する図面は、次によること。
 - ア 案内図は、縮尺1/2,500程度の都市計画基本図又はこれに準ずる縮尺 の適正なものであること。
 - イ 配置図、平面図、立面図は、縮尺1/200程度の適正なものであること。
- (7) 第8号に規定する図面は、次によること。
 - ア 墓地の設計図は、全体配置図及び寸法が判断できるものであること。
 - イ 納骨装置の設計図及び火葬炉の設計図は、構造が明らかで寸法が判断できる ものであること。
- (8) 第10号に規定する見取図は、次によること。
 - ア 縮尺1/2,500程度の都市計画図又はこれに準ずる縮尺の適正なもので

あること。

- イ 周辺の住宅等については、見取図に直接記入すること。ただし、申請区域の 住宅地図等を合わせて提出し、それにより周辺の住宅等の状況が明らかな場合 には、この限りでない。
- ウ 水道水源及び飲用に供している井戸の位置を記入すること。
- エ 墓地及び納骨堂の用地の周囲から100メートル、火葬場の用地の周囲から300メートルの範囲を線で示すこと。
- (9) 第12号の名簿は、氏名、住所、連絡先が記載されたものとする。
- (10) 墓地等の変更における添付書類等の内必要なものは、変更前と変更後が明確に表現されたものとする。

(説明会)

- 第4条 条例第5条の説明会の開催は、次の各号によるものとする。
 - (1) 近隣住民等が出席しやすい場所及び時間帯を選んで説明会を開催すること。
 - (2) 周知方法は、近隣住民等への印刷物の配布、回覧及び掲示板への掲示その他適切な方法で行うこと。
 - (3) 周知は説明会の10日前までに行うこと。

(許可の申請の区分)

第5条 条例第3条第1項の経営許可の申請の区分は、次の各号によるものとする。

(1) 墓地

- ア 新たに墓地を経営しようとする場合
- イ 変更前の墓地の区域の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計 が変更前の墓地の面積の2倍以上である場合
- ウ 既にある墓地との一体性が認められない場合
- エ 既にある墓地を引き継いで経営する場合
- (2) 納骨堂及び火葬場
 - ア 新たに納骨堂及び火葬場を経営しようとする場合
 - イ 既にある納骨堂及び火葬場を引き継いで経営しようとする場合
 - ウ 既にある納骨堂及び火葬場で施設を変更することにより、許可を受けた納骨 堂及び火葬場との一体性が認められない場合
- 2 条例第10条第1項の変更許可の区分は、次の各号によるものとする。

(1) 墓地

ア 変更前の墓地の区域の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計

が変更前の面積の2倍未満である場合

- イ 変更前の墓地と変更により新たに墓地となる区域が接続している等一体性が 認められる場合
- ウ 墓地の一部を廃止する場合
- (2) 納骨堂及び火葬場
 - ア 既に許可を受けている施設の一部を一体性を失うことなく変更する場合
- 3 条例第10条第1項の廃止許可の区分は、次の各号によるものとする。
- (1) 既に許可を受けている墓地等を廃止する場合
- (2) 既に許可を受けている墓地等において、新たに経営許可を受けようとする場合 (申請書等)
- 第6条 規則第6条第3項第2号に規定する意思決定した旨を証する書類は、次の各 号によるものとする。
 - (1) 経営に至った理由が明確に記載され、具体的な墓地の必要性を明示した議事録
 - (2)墓地の規模の決定の根拠及び設置場所を選定した理由を明らかにした書類 (経営許可の基準)
- 第7条 条例第8条の別表に規定する事項は、次によるものとする。
 - 1 経営者の基準
 - (1) 「安定的な経営管理のための資力を有する」とは、墓地等の日常管理に必要な額を賄える運用収入が得られる程度の額の基本財産を有し、過度な負債を抱えていないこととする。
 - 2 設置場所の基準
 - (1)「公益上支障がないと認められる場合」とは、次によるものとする。
 - ア 墓地等の設置に伴い日常的な交通渋滞、騒音等により、周辺の生活環境が 大きく悪化するおそれがない場合
 - イ 市の施策としての事業に影響がない場合
 - (2) 「住宅」とは、適法に建築された建築物で、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - ア コンクリート壁、板壁などの固定的な仕切りで完全に遮断されていること。
 - イ 専用の居住室があり、専用の出入口があること。
 - ウ 専用の炊事用流し、専用トイレ(共用の場合は、ほかの世帯の居住部分を 通らずに、いつでも使用できるもの)があること。
 - (3) 「敷地に接する道路」とは、敷地に接する箇所から主要な道路に接続するま

での区間において、一方(敷地の始端から終端までを含む。)は6メートル以上、他方は3.5メートル以上の幅員を有すること。

- (4)「主要な道路」とは、国道、県道及び幹線となる市道を指す。
- (5) 「現に存する」とは、墓地等経営計画協議書提出時(市長との協議を要しない墓地の拡張にあっては、墓地等変更許可申請書提出時)に存することを指す。
- 3 施設の基準
- (1) 墓地 (焼骨を建物の中に保管し、一定期間を経過した焼骨を建物の内部の床に埋蔵する形式のものを含む。) における基準は、次によるものとする。
 - ア 生け垣等 人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した塀や生け垣を いう。
 - イ 排水設備 雨水等が停滞し、墳墓のカロートへの浸水や墓地内の通路の支 障を生じないような適当な排水路をいう。
 - ウ ごみ集積設備 管理者が自らごみを衛生的に保管できる施設をいう。
 - エ 管理事務所 墓地の利用者の休憩や法に規定する管理者の事務を行うこと ができる事務所をいう。
 - オ 近隣の場所 墓地の区域の境界からおおむね100メートル以内とする。
 - カ 需要に基づいた適正な数
 - (ア) 第5条第1項第1号アにより、公益法人が墓地の経営許可を受けようとする場合及び宗教法人が公益事業として墓地の経営許可を受けようとする場合にあっては、前年度末における市内全体の事業型墓地(宗派を問わず事業として経営する墓地をいう。以下同じ。)の使用されていない墳墓区画(墓地等経営許可及び墓地等変更許可を決定した墓地の墳墓区画を含む。)の割合が20パーセント以下であること。
 - (イ)第5条第1項第1号イ又はウにより、公益法人が既に経営している墓地を拡張するために経営許可を受けようとする場合及び宗教法人が既に経営している事業型墓地を拡張するために経営許可を受けようとする場合にあっては、墓地等経営計画協議書提出時において、当該拡張する墓地の使用されていない墳墓区画の割合が20パーセント以下であり、かつ、前年度末における市内全体の事業型墓地の使用されていない墳墓区画(墓地等経営許可及び墓地等変更許可を決定した墓地の墳墓区画を含む。)の割合が20パーセント以下であること。
 - (ウ) 第5条第2項第1号ア又はイにより、公益法人が既に経営している墓

地を拡張するために経営許可を受けようとする場合及び宗教法人が既に 経営している事業型墓地を拡張するために経営許可を受けようとする場合にあっては、墓地等変更計画協議書提出時(市長との協議を要しない墓地の拡張にあっては、墓地等変更許可申請書提出時)において、当該拡張する墓地の使用されていない墳墓区画の割合が20パーセント以下であり、かつ、前年度末における市内全体の事業型墓地の使用されていない墳墓区画(墓地等経営許可及び墓地等変更許可を決定した墓地の墳墓区画を含む。)の割合が20パーセント以下であること。

- (エ)前年度末における市内全体の事業型墓地の墳墓区画数は、法第18条 第1項及び条例第20条に規定する調査に基づく実際の墳墓区画数とす る。
- (2)納骨堂における基準は次によるものとする。
 - ア 耐火構造 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第7号に規定 するものをいう。
 - イ 内部の設備 納骨装置の存する室の納骨装置等の内部設備をいう。
 - ウ 不燃材料 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号に規定 するものをいう。
 - エ 除湿装置 納骨装置の存する室の相対湿度を一定の水準に保つ能力を有し た除湿器、エアコンディショナー等の装置をいう。
 - オ 納骨装置 納骨壇及び棚等で骨壷を納めることができるものをいう。
 - カ 需要 市内の需要量に、市内の需要量の4分の1を超えない範囲で市外の 需要を加えることができるものとする。
- (3) 火葬場における基準は、次によるものとする。
 - ア 防じん、防臭等のための装置 集じん装置、脱臭装置及び有害物質除去装置等をいう。

(勧告)

- 第8条 条例第21条に規定する勧告は、次に掲げる事項に該当する場合で、指導に 従わないときに行う。
 - (1)条例第3条から第6条までに規定する手続きがされていない場合
 - (2) 標識の記載内容及び設置期間が不十分な場合
 - (3) 説明会における説明が不十分な場合
 - (4) 近隣住民との協議が不十分な場合

(公表)

- 第9条 条例第22条の規定による公表は、次に掲げる事項を広報に掲載する等市民 に広く周知する方法により行うものとする。
 - (1) 勧告に従わなかった者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
 - (2) 勧告の内容

(許可後の指導)

- 第10条 条例に基づく施設基準等に適合しない等公衆衛生その他公共の福祉の見地 から必要があると認められるときは、墓地等の管理者に対し、条例第20条の規定 による当該吏員の立入調査等により必要な措置を講ずるものとする。
- 2 墓地等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から不適当であると認められるときは、 墓地等の経営者に対し、法第19条の規定による施設の整備改善その他の強制処分 命令を講ずるものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年12月25日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月1日市長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(平成30年9月3日市長決裁)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年10月4日市長決裁)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、令和4年4月1日以後の条例第7条及び条例第10条 に規定する申請から適用し、同日前の条例第7条及び条例第10条に規定する申請 については、なお従前の例による。